



筑紫女学園大学リポジット

The Violation of Social Rights and Their Recovery in a Post-Industrial Society

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2014-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 徳永, 勇, TOKUNAGA, Isamu メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/146

脱工業社会における社会権の毀損と復権

徳 永 勇

The Violation of Social Rights and Their Recovery in a Post-Industrial Society

Isamu TOKUNAGA

はじめに 金融危機と社会権後退の時代

フリードリヒ・ハイエクやミルトン・フリードマンら、いわゆる新古典派の反ケインズ主義的経済思想の影響のもと、英国においては1970年代後半期からサッチャリズム、米国においては1980年代前半期よりレーガノミックスの経済政策が実施された。1970年代以降の先進産業社会においては、ドル・金兌換制の廃止、二度にわたる中東戦争による原油高騰を直接的契機として、また、耐久消費財市場の飽和、資源・環境問題の深刻化（正確にはそれを問題化する言説の流布）、人口構成の高齢化、物質主義的価値観から脱物質主義的価値観への転換等を背景的要因とし、レギュラシオン学派のいう「資本主義の黄金時代」が終焉し、低成長経済への移行を余儀なくされた。1980年代に入ると、生産現場における急速なME技術の導入、オフィスでの情報蓄積・管理・伝達の電子処理化が進行し、それが労働生産性を飛躍的に向上させ、現代資本主義社会は、失業者の増加と財の過剰生産のリスクを常に抱え込むこととなった。

成長の限界に達した先進産業社会における社会経済政策は、サッチャリズムやレーガノミックスにみられるような、行政による規制の緩和と自由競争およびグローバル化の促進に尽きるものではない。北欧諸国においては、高齢化とともに増大する医療・福祉ニーズを充たすために、既婚女性の労働力を有効に活用し、それが国外の需要に依存する不安定な経済を是正し、国内に有効な需要を創出する効果をもたらした。新自由主義から社会民主主義に至る社会政策思想のスペクトラムがいかなる福祉レジームを分岐させることになったかをめぐっては、イエスタ・エスピアンデルセンをはじめとして、数多くの比較福祉社会論の業績が生み出されることとなった。

いま、アメリカ社会における住宅価格バブルの崩壊にともなう金融危機は、世界規模で金融のみならず実体経済をも大きく悪化させている。ノーベル経済学賞を受賞したマイロン・ショールズとロバート・マートンが自ら経営に一役買ったヘッジファンド、LTCM (Long Term Capital Management) の破綻 (1998年) は、アジア通貨危機とロシア財政危機によるものであったが、レバレッジを効かせ金融工学の技術を駆使する金融取引が、投資家心理の動揺とともにいかにもろく破綻するものであるかを明るみにした。それからわずか10年後、世界中の金融機関に売却された、サブプライムローン (貧困層も含めた信用度の低い者向けのローン) を組み込んだ証券、そして CDS (Credit

Default Swap)が焦げ付き、未曾有の金融危機を招来することとなったのである。徹底した自由競争が行われていたはずの「カジノ資本主義」において、中央政府による金融機関への公的資金の注入という「社会主義」的な政策が実施されるという皮肉な状況のなかで、貧困層増大の問題ともあいまって、あらためて新自由主義の社会経済政策への懐疑が強まっている。

新自由主義の席卷と吹きすさぶグローバル化の嵐、そして肥大化した賭博資本主義が破綻するなかで、非正規労働者の増加もあわせて勤労者の労働条件は悪化の一途をたどり、貧困層が急増し、障害者や高齢者も含めて最低限度の人間らしい生活を営む権利を剥奪される者があふれかえる非福祉社会が編成されることとなった。

以下、脱工業化のトレンドと問題点を再考し、いかにして脱工業社会において人々の社会権が剥奪される事象が立ち現れてきたのか、またなぜその復権がめざされなければならないのかを考察する。

2. 脱工業社会の展開

脱工業化とは、製造業・建設業中心の工業社会がサービス産業、情報産業中心の経済社会へと転換していくことを意味する。また、広義には、1次・2次産業内において、財の実用的価値よりも情動的価値・付加価値の比重が高まることをいう。(Bell 1973=1975; 林 1969) 脱工業化にともない、熟練労働は解体し、労働力は営業、接客、法務、相談・助言、介護等の対人サービス、人事管理、商品の開発・企画・デザイン、コンピュータによる情報処理等に移行していくことになる。

こうした脱工業化の背景には、科学技術の革新、とくにマイクロ・エレクトロニクスと電子ネットワークの発展・拡充、そして陳腐化した技術を導入し安価な労働コストで工業製品を生産する新興工業国の雁行的発展がある。また、住宅、自家用車、各種電気製品、家具等の耐久消費財がひとつとおり普及したことによって国内の消費財市場が飽和状態となり、少子化により新規需要が縮小し、また、(イノベーションにより)「生産性が向上するたびに、それは、真に生産的な労働者の数を減少させ、剰余の分配をめぐる企業間競争に利用するために使用しうる労働者の数を増加させ、浪費的職業に労働をますます多く用いさせ」ることとなり(Braverman 1974=1978:228-9) かくして、株式、債券等の売買を行う金融市場が膨張していくこととなった。そして、インフォメーション・テクノロジーの発展は、既存産業内部での情報化、生活の情報化、情報の産業化を促し、情報処理、コンテンツ産業が隆盛する。また、安価な労働力を世界の辺境にまで追い求めるグローバル資本主義は、先進産業諸社会の消費者に、より低廉な商品の供給を可能にした。そして、金融取引の規制緩和と電子ネットワークに取り結ばれたグローバル金融市場の出現と、それによる金融資本の暴走は、従業員への報酬と、企業が立地する地域社会への貢献事業を削減させた。「・・・権力は消費者と投資家に移り、超資本主義が民主的資本主義に取って代わった。」(Reich 2007=2008:117)⁽¹⁾ かくして、雇用の劣化と物価下落のスパイラルがとめどなく進行することになる。一方で、高齢化と、家族・親族集団、地域社会の福祉機能の縮小により、膨大な医療・福祉ニーズが生

じた。勤労者賃金が伸び悩むなか、膨張した家計を維持すべく、女性就労が拡大し、その少なからぬ部分がコメディカルや介護労働に従事することとなった。あわせて、女性就労の拡大は、乳幼児・児童の保育ニーズを高めていくことになり、ここに全般的な生活の社会化が進行する。⁽²⁾ かくして、現代社会は、第一次産業に引き続いて第二次産業からも軸足をはずし、金融業、情報産業、サービス産業を基盤とする脱工業化社会に移行していくことになる。

先進産業社会における脱工業化、とくにサービス経済化の歴史的推移は一様ではなかった。福祉国家から離脱し公共財の民営化、市場化をはかったイギリス、市場原理主義の実験場と化したアメリカ等のアングロサクソン諸国においては、相対的に希少な専門職従事者の賃金が高騰化する一方で、増え続けるコメディカル、保育、教育、福祉のサービス現業労働者の雇用条件は悪化した。ドイツやフランス等の大陸ヨーロッパ諸国では、とくに福祉機能を家族に依存するサービスの自家処理が温存され、アングロサクソン諸国ほどではないとしても、サービス現業労働者の社会経済的地位は低位に押しとどめられた。一方の北欧諸国においては、大量の女性労働力がコメディカル、保育、教育、福祉サービスを供給するパブリック・セクターにおいて良好な労働条件のもとに雇用された。(下平 2004)⁽³⁾

日本社会においては、欧米諸国よりも遅れてサービス経済化が進行した。これは、日本の製造業、とくに精密機器、自動車、電気製品メーカーが、ドル・ショック、石油危機以降の1980年代、世界市場において一人勝ちの様相を呈するほど堅調であったことと、政治家・官僚・業界の「鉄のトライアングル」のもと、道路やダム、新幹線、空港、港湾施設建設等の公共事業が建設業を下支えしたこと、および、大陸ヨーロッパ諸国よりもはるかに強く女性を家庭内無償サービス労働に従事させる社会規範が温存され、配偶者控除限度額の再三にわたる引き上げ(1984、87、88、89年)、基礎年金第3号被保険者制度の新設(1985年)等、女性を専業主婦として家庭内に押しとどめサービス労働市場への進出を阻害する社会制度が温存、強化されたことによる。しかし、高齢化社会から高齢社会への移行(1994年)に象徴される急激な高齢化の進展、バブル経済崩壊以降の「失われた10年」において、一家の稼ぎ手としての男性(male breadwinner)の賃金が減少したことにより、逼迫する家計の補助稼得者として、非正規既婚女性サービス労働者が急増することになる。

脱工業化の進展は、ロナルド・イングルハートのいう「静かなる革命」(silent revolution) すなわち先進産業社会の人々における物質主義的価値観から脱物質主義的価値観への転換とも呼応する。⁽⁴⁾ さらなる物質的ゆたかさの亢進よりも、自然環境の保護、労働時間の短縮(自由時間の増大)そして純粋社交の楽しみを優先するという人々の社会意識の変化は、あふれかえらんばかりのゆたかさのみちた社会(affluent society)において、工業製品がさらに内需を拡大させる可能性を閉ざすものであった。⁽⁵⁾

3. 雇用の劣化と社会福祉のバックラッシュ

1979年に大平正芳内閣のもとで閣議決定された「新経済社会7カ年計画」は、「欧米先進国に範

を求めつづけるのではなく、新しい国家社会を背景として、個人の自助努力と家庭や近隣、地域社会との連帯を基礎としつつ、効率のよい政府が適正な公的福祉を重点的に保障するという自由経済社会の持つ創造的活力を原動力としたわが国独自の道を選択創出する、いわば日本型ともいべき新しい福祉社会の実現を目指す」という、家族・親族と近隣住区での相互扶助を基底とした「日本型福祉」の文化モデルを提唱した。(新藤 1996)「日本型福祉」は、終身雇用と年功序列の賃金制度に基づいて、「家族賃金」の稼ぎ手としての男性勤労者と家事専業の女性との性別分離を維持してきた、「日本型企业社会」の新自由主義的再生産コスト低減戦略にほかならなかった。1978年度版の『厚生白書』は、日本の3世代同居家族の「伝統」を、いみじくも「福祉における含み資産」と呼んだ。しかし、少子化、個人化が進行し、また低成長経済のもとでの家計の逼迫と企業の非正規雇用の拡大にともない、女性、特に既婚のパートタイム勤労者が増加するなか、家族・親族、近隣住区といった基礎集団の衰退、空洞化に歯止めがかかるはずもなかった。「日本型福祉」の虚妄が明らかになるなかで、新たに提起されたコンセプトが、既婚女性と退職高齢者を中心とした「ボランティア」の活力を生かした「福祉コミュニティ」の創造であった。1970年代に創出された保守主義的福祉施策は、1980年代には既婚女性と高齢者を中心とするボランティア活動を当て込んだ地域福祉振興のそれへと変貌した。しかし、家庭内のアンペイド・ワークに加えて逼迫する家計を補助する非正規稼得者としての二重役割を担わざるをえなくなった既婚女性と、コミュニティにおいて社会参加を果たしていく契機を与えられないまま孤立化する高齢者の境遇を考慮しない福祉コミュニティ(待望)論は、リアリティに欠けた「絵に描いた餅」とならざるをえなかった。そして、急激に高齢化が進行するなか、家計の逼迫に苦しむ女性たちが、「外部化した主婦労働」としての介護労働市場に押し出されていった。

高度経済成長を推進した資本蓄積のゲームのルール(調整=レギュレーションの様式)は、レギュレーション学派の社会理論では、「フォーディズムの労使妥協」と呼ばれる。すなわち、労働者は、「構想(精神労働)と実行(マニュアル労働)の分離」、熟練労働の解体と労働の細分化、標準化、マニュアル化を推進するテーラー主義を、生産性にインデックスされた賃金上昇と引き換えに受容したのである。「構想と実行の分離」、熟練労働の解体、生産現場でのベルトコンベアシステム、コンピュータ、産業ロボットの導入と絶え間ない技術革新の進展は、消費財の大量生産システムを可能にした。しかし、脱工業化が進展し、労働分配率の低下と企業収益の株主への還元が進むなか、生産性の上昇はもはや賃金上昇のインデックスとはならなくなった。⁽⁶⁾

1995年、「日本経営者団体連盟」は、「新時代の『日本の経営』」を発表し、企業の労働力を、企業の中核となる少数の「長期蓄積能力活用型」、専門的な知識を有する「高度専門能力活用型」、必要な時期に限って定型的な業務を果たす「雇用柔軟型」の三つのグループに分けることを提唱した。これを受け、政府は、1999年、労働者派遣法を改正し、従来のポジティブ・リスト方式をネガティブ・リスト方式に切り替え、限定された職種をのぞき派遣労働を自由化した。さらに、2002年、同法の改正により、製造現場への派遣労働の受け入れが解禁された。これを機に、既婚女性のみならず、若年層の雇用も一気に非正規化し、ワーキング・プアが量産されることとなった。底抜け型の

貧困社会の到来である。

一方、日本社会における2000年代前半期までの社会福祉サービスの拡充は、福祉・介護セクターでの雇用拡大と、その多くが低所得層である高齢者、障害者のサービス消費の増大、生活の質の向上につながった。高齢者福祉については、急激な高齢化が進行するなか、1989年、厚生省（当時）が「ゴールドプラン」（高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略）を策定し、市町村ごとに、ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ等の在宅福祉サービスの充実がはかられた。日本社会が高齢化率14%を超える高齢社会の段階に突入した1994年には「新ゴールドプラン」（新高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略）、1999年には「ゴールドプラン21」（高齢者保健福祉5ヵ年計画）が策定され、在宅福祉サービスの目標供給水準の上方修正が行われた。そして、2000年には介護保険制度が施行され、市町村（東京都は特別区）および広域連合・事務組合を保険者、65歳以上の者を第1号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者とする社会保険方式のもと、行政による措置ではなく普遍的な権利として、要介護高齢者へのパーソナル・サービスが展開されることとなった。一方、障害者福祉においては、2003年、支援費制度が施行された。それは、身体障害者（児）、知的障害者（児）およびその家族が、社会福祉事業者と自らの意思で契約し支援費を受給しつつサービスを利用できる制度であり、この制度の実現は福祉サービス利用における「措置から契約へ」、「恩恵から権利へ」の転換を意味していた。⁽⁷⁾

しかし、契約と権利行使を基底にした福祉サービスの普遍的な供給は、爆発的なサービス需要を帰結した。国税による負担増を嫌気した政府は、高齢者福祉、障害者福祉ともに、サービスの選別化に舵を切ることになる。すなわち、2005 - 2006年に施行された改正介護保険法のもとでは、介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）での食費および居住費（ショートステイを含む）、デイサービスでの食費が全額自己負担となり、要介護区分が要支援1から要介護5の7段階に再編成され認定基準が厳格化された。また、新たに導入された介護予防サービスは、そのニーズこそきわめて乏しかったものの、あるいはそれゆえに、要介護状態があらかじめ防止されなければならないことを遂行的（performative）に指示することにより、介護サービス利用にスティグマを付与することになった。⁽⁸⁾

障害者福祉については、改正介護保険法と同じ2005年、「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる」ことを理念らしき題目とする障害者自立支援法が、自民、公明両党議員の賛成のもと、野党の反対とそして数多くの障害当事者団体の抗議活動を押し切って、衆議院本会議にて成立し、翌2006年、施行された。同法は、支援費制度を表向き理念のみ換骨奪胎したもので、障害者福祉サービスの利用者にはその費用の1割負担（医療費の自己負担も同じ1割）と食費・光熱水費の実費負担が課せられ、障害程度区分により権利として享受できるサービス量に枠がはめられた。これにより、利用者によっては、「自立」すべく授産施設なり作業所なりで活動するほどに自己負担が増し、結局、「自立」を断念せざるをえない、といった本末転倒の事態が生じることとなった。⁽⁹⁾

福祉、いや生命の尊厳さえをもを毀損するバックラッシュはさらに続く。まず、2006年の診療報

酬改定により、医療保険で受けられるリハビリテーションの期間に、一部の難病をのぞいて、脳卒中などの脳血管疾患は180日、肺炎などの呼吸器疾患は90日、骨折などの四肢の損傷は150日、といったように疾患別の上限が設けられた。さらに、生活保護費に上乘せられていた老齢加算が2004年から2006年にかけて、母子加算が2005年から2009年にかけて、各々、段階的に廃止された。⁽¹⁰⁾ これにより、多くの低所得高齢者が、冠婚葬祭に要する費用を捻出できなくなるなどして、友人・知人、親族との社交を断たれた。また、離婚率の上昇とともに増加してきた母子家庭において、司法と行政との連携による遺漏なき前夫からの養育費の徴収も保障されないまま、また育児、教育への公的援助が乏しいなか、パートタイム、派遣労働等の低賃金雇用でしか就労できない多くの女性がさらに窮乏化していった。

最期に、後期高齢者医療制度についても付言しておかねばなるまい。2008年に施行された、75歳以上の「後期高齢者」を対象としたこの新医療制度は、疾病による医療サービスのニーズが高まる世代を、国民健康保険から分断し、医療サービス供給を抑制するねらいをもっている。幾多の批判がなされてきたように、もともと罹患のリスクがきわめて高い世代のみを対象に「社会保険」方式にて医療サービスを供給する後期高齢者医療制度は、世代間でのリスクと負担の分散という社会保険の設計思想から逸脱しており、将来的には被保険者の保険料とサービス費用の負担増を見込まなければ財政的に立ちゆかないという欠陥がある。この制度も、世代間連帯の放棄に加えて、高リスク層の選別と社会権の排除をはかるものであった。

4. 社会権復権の論理

雇用の劣化と社会福祉のバックラッシュが進行するなか、人々の社会権 (social rights) はかように著しく毀損されることとなった。社会権とは、トマス・マーシャルが規定したシチズンシップの概念において、自由権、参政権とならんで市民に保障されるべき普遍的な権利として位置づけられているものである。⁽¹¹⁾ 社会権のなかでも生存権は、権力の集積体としての国家がその全正統性をかけて国民に保障することを義務づけられた権利であり、日本社会においても、憲法第25条において、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と、その権利を実効あらしめる国家の義務を規定している。雇用の劣化と社会福祉のバックラッシュは、いま、日本という国家の存立、その正統性調達の危機さえ惹起している。⁽¹²⁾

なぜ人々の社会権が守られなければならないのか、その原初的な答えとして、しばしば、ジョン・ロールズの格差原理とマキシミン・ルールが参照されてきた。ロールズは、『正義論』において、正義における二つの原理を提起した。「第一原理」は、「各人は、他の人々の同様な自由の図式と両立する平等な基本的自由の最も広汎な図式に対する平等な権利をもつべきである。」というもので、「第二原理」は、「社会的、経済的不平等は、それらが^(a)あらゆる人に有利になると合理的に期待できて、^(b)全ての人に開かれている地位や職務に付随する、といったように調整されるべきである。」(Rawls 1971 : 60 = 1978 : 47) というものである。第二原理の^(b)は、その後、『政治的リベラ

リズム』において、「社会でもっとも不遇な成員の最大の便益に資するような不平等であること」と修正され、これがいわゆる格差原理と称されるようになった。(Rawls 1995) この正義における二つの原理は、以下の前提から導出される。すなわち、人間は、「原初状態」において、自らの社会経済的地位や能力・資質・適性について「無知のヴェール」におおわれており、環境の不確実性リスクの最大限の回避原則である「マキシミン・ルール」にのっとることになる。

このロールズの正義論を敷衍して考察を進めると、まず、人間は、自らの遺伝的に継承された所与の属性を、当然のことながら選択できない。また、生まれおち成育する定位家族を選ぶこともできない。偶発的なライフ・イベントもまた、リスク・マネジメントにより制御できる部分はあるとしても、その多くが選択の余地なく自らに降りかかってくるものである。そして、かりにいま、疾病、障害、失業、貧困、社会的不適応等の問題に直面していなくとも、明日、自らの生活の質を脅かす深刻な問題に直面するかもわからない。そうした過去、現在、将来にわたる不確実性リスクを低減させるには、「社会でもっとも不遇な成員の最大の便益に資する」べく不平等を制御することが最適となる。

もちろん、社会権を重視し、それをあまねく人々に保障せんとする社会政策が、直接、ロールズの正義論を参照してきたわけではない。しかし、身分制を基底にした共同社会が近代社会に転換するなかで、国民国家の形成過程と並行して、基礎共同体の外部に位置する他者へのまなざしが「想像の共同体」へと集合化し、そうした「社会的なるもの」への関心と他者への配慮が「保険社会」としてのセーフティー・ネットの構築に一役かかってきたことを想起すると、ピエール・ロザンヴァロンという「社会的なるもののもつ不透明性」(無知のヴェール)を前提とし、「社会でもっとも不遇な成員の最大の便益に資するよう」不平等を制御するてだてを講じることは、社会政策の王道であったといっていいだろう。実際、ナショナル・ミニマムの保障、セーフティー・ネットとしての社会保障の整備、アフーマティヴ・アクションや累進課税制、公共事業による雇用創出等による格差是正を骨子とする、ベヴァリッジ・ケインズ主義的福祉国家の社会政策は、フォーディズム型社会の駆動原理として有効に機能した。問題は、脱工業社会、ポスト・フォーディズムの社会システムにおいて、とくに日本社会にあっては、衰退する製造業、建設業を延命させんがための、公共事業を含めた投資戦略がとられ続けてきたことにある。コメディカル、介護、相談援助、保育等の増大する社会サービスの需要をみたく、あわせて持続可能な社会をめざして、「社会サービスと緑の公共事業」を展開し、それにより生まれる安定雇用が、農業、製造業、建設業を下支えする社会システムを設計していかなければならないだろう。また、脱工業社会に必要な雇用の「フレキシキュリティ」を実現していくためにも、非正規労働者の正規化よりも優先して、同一価値労働同一賃金の原則を賃金制度のうえで実現していかなければならない。⁽¹³⁾ とくに、近代家族の成立がきわめて短期間のうちに進行した日本社会においては、出産・育児が、いまだに社会サービス産業の基幹である女性労働力調達の障壁となっている。非正規労働者であっても正規労働者と同じの時間当たり賃金が保障され、あわせて疾病、障害、失業、貧困、社会的不適応等のリスクと自己負担を社会的に低減、分散する脱商品化、すなわち社会権の復権が果たされれば、カジノ資本主義にお

ける金融ディーラーのように金融商品を右から左に転がして莫大な利ざやを瞬時に稼ぐことはできなくとも、安定した所得が社会サービスにおける供給と消費の好循環を生むことになるであろう。また、肥大化した福祉国家運営のコストを削減しつつ、かつあまねく人々の社会権を保障するには、ベーシック・インカム支給制度も有効である。「子ども手当」や「全額税を財源とする基礎年金」は、その限定的な試行といえる。

注釈

- (1) ロバート・ライシュは、さらに、次のように指摘する。「…私たちはほとんどみな二面性の持ち主なのだ。消費者や投資家としての私たちは有利な取引を望むが、市民としての私たちはその結果もたらされる社会的悪影響を懸念する。…民主的資本主義システムではそれらの間のバランスはまったく異なっていた。当時、消費者や投資家としての私たちはあまり羽振りが良くなかったが、市民としては今より立派にやっていた。」(Reich 2007 = 2008 : 121)
- (2) ハリー・ブレイヴァマンは、生活の社会化にともなう家族の自家生産機能の衰退について、次のように説明する。産業資本主義初期の段階における農家では、たとえば、「ほうき、マットレス、および石鹸づくり、木工や小さな鍛冶仕事、製革、酒の醸造や蒸留、馬具づくり、攪乳やチーズづくり、サトウモロコシの圧縮・煮沸による糖蜜づくり、丸太を切ったり割ったりしての柵づくり、パン焼き、漬けもの、時には紡いだり織ったりさえする仕事を、たがいに分担していた。」こうした生活手段の自家生産・自家処理の習慣は、工業化、都市化が進行し「近代家族」の形成が進むなかでも、なお部分的に維持され続けた。しかし、「…産業資本は農場と家庭のあいだに押し入ってきて、両者の加工機能のいっさいを自己のものとし、こうして商品形態を半調理済みの食品や、完全に調理済みの食品にまで押しひろげた。」「食品についていえることは、衣服、家屋、あらゆる種類の家庭用品についてもいえる。」「農家やあらゆる種類の家庭でかつて行なわれていた労働過程のこうした征服は、資本の活動領域を拡大し、資本の搾取に服する『労働力』の規模を拡大することによって、当然に資本に新しいエネルギーを与えた。新しい加工・製造産業の労働者は、これらの労働過程がかつて行なわれていた場である農場や家庭からひきずりだされた。その大部分は、主婦から労働者への転化を累積的にとげつつあった婦人だった。農場や一般家庭の仕事の工業化とともに、資本主義的生産様式のいっさいの諸条件へのこれらの新しい労働者の従属が生じた。この従属の最たるものは、彼らがいまや資本に貢物を納め、そうすることによって資本の増殖に奉仕するということである。」「密集の度を加える都市化は、古い生活を営みつづける条件を破壊する。都市の輪が、労働者を、そして土地から追われた農民をとりかこみ、かつて家庭で行なわれていた自給自足の営みを排除する環境に彼らを閉じ込める。同時に、職から得られる所得が産業から生活手段を買い入れる金銭を保証し、こうして、失業の時期を除けば、かつて家庭での手仕事を強いた必要性の圧力が非常に弱くなる。家庭での労働は、製造業製品の低廉化のために賃労働に比べてしばしば非経済的となり、このことが、労働者階級の家庭に加わる他のいっさいの圧力と一緒に、婦人を家庭から追いだし、産業にかりたてる要因となっている。」(Braverman 1974 = 1978 : 297 301)そして、余暇活動、障害をもつ者や高齢者の介護、保育・教育等の領域においても、家庭内の女性労働が社会化・外部化・市場化・商品化されていき、女性労働力を包摂する巨大なサービス経済セクターが形成されていくことになった。
- (3) なお、この「アングロサクソン型」、「北欧型」、「大陸ヨーロッパ型」という類型は、先進産業社会の福祉レジームを、脱商品化、脱家族化、脱階層化という次元から分類したエスピン・アンデルセンの

「自由主義型」、「社会民主主義型」、「保守主義型」という類型と対応している。ブルーノ・アマーブ
ルは、さらに類型の精緻化を試み、「市場ベース型」、「社会民主主義型」、「大陸ヨーロッパ型」に加
えて、「地中海型」、「アジア型」、以上の五つの類型を析出している。(Amable 2003 = 2005)

- (4) イングルハートが、世界価値観調査に使用した質問紙は、各々の社会において目標とされるべき諸
価値の優先重要度を測定するもので、エイブラハム・マズローの欲求ハイアラーキー理論から演繹的
に導出、構成されている。その具体的な構成項目は以下のとおりである。

○物質主義（生理的欲求充足の優先）

経済的安全 「高度経済成長を維持していくこと」「経済の安定につとめること」「物価の上昇を
くいとめること」

身体的安全 「強力な防衛力を確保すること」「国内の秩序を維持すること」「いかなる犯罪とも
戦っていくこと」

○脱物質主義（社会的欲求・自己実現的欲求充足の優先）

帰属と社会的承認 「人格を尊重するもっと人間的な社会へ前進すること」「職場や地域社会で
のものごとの決定にもっと人々の声を反映させること」「重要な政府の決定にもっと人々の声を反
映させること」

美的・知的価値の実現 「自分の住んでいる町やふるさとをもっと美しくしようとする事」「思
想が金銭より重視される社会へ前進すること」「言論の自由を守ること」(Inglehart 1990 = 1993)

- (5) ただし、脱物質主義的価値観の亢進は、全国民をあげて進行したわけではない。新自由主義の経済・
労働政策とグローバル化の進展により増大した貧困層は物質主義的価値観をもち続けるより
ほかなかったし、中間層、高階層の人々においても、さらなる経済成長と物質的ゆたかさの高まりを
望む者たちは少なくなかった。正確に言えば、進行したのは、脱物質主義的価値観の相対的な高まり
と、中間層以上の人々のなかにおける生活価値観の分化であった。なお、アメリカ社会における脱物
質主義の拡大と、価値観とライフスタイルの分化 (differentiation) を明らかにした S.R.I (Stanford Re-
search Institute) による VALS (values and lifestyles) 調査の質問項目も、マズローの欲求階層説より演
繹的に構成されている。(Mitchell 1983)
- (6) アメリカの雇用統計によれば、1980年代の初め以降、時間あたりの生産量が時間あたりの実質賃金を
上回るようになり、その乖離は拡大し続けてきた。(Reich 2007 = 2008 : 141)
- (7) ただし「支援費」は市町村より事業者に支払われ、障害当事者が権利として利用費用を支弁され、そ
れを事業者を支払うというしくみにはなっていなかった。
- (8) 改正介護保険法により、近隣住区(中学校区)に地域社会における高齢者福祉の拠点ともいべき「地
域包括支援センター」がおかれることになったのは、その設置理念からして評価できるが、奈良県生
駒市等をのぞくと、いまだ、介護保険サービスの啓発・普及とそれによる家族介護負担の軽減、ひい
ては高齢者虐待の防止において有効に機能しているとはいえない。これは、従来の「在宅介護支援セ
ンター」同様、その多くが既存の社会福祉事業者に市町村から事業を丸投げされているからでもある。
- (9) 「自立は隷従である。」2006年は、社会福祉における「1984年」(ジョージ・オーウェル)であり、日
本社会が本格的な人口減少時代に突入した年、また社会福祉のバックラッシュが一気に進行した年と
して、後年まで記憶されていくだろう。
- (10) 母子加算廃止の根拠とされたのは、一般母子世帯の消費支出額が母子加算を加えた生活扶助基準を下
回っているためとされているが、それは6万世帯の一般母子世帯からわずか32サンプルを「抽出」し
て得られた、ずさんな、あるいは母子加算廃止を意図した悪質な統計値の算出であったことが判明し
ている。以下、報道記事を転載する。

生活保護の母子加算全廃の根拠データ「有意か確認できない」政府答弁

厚生労働省が4月に生活保護の母子加算を全廃した根拠の一つとしていた調査について、政府は22日、「資料の数値が統計的に有意なものであるかどうか確認できない」とする答弁書を閣議決定した。山井和則衆院議員（民主）の質問主意書に対する答弁書。

この調査は、6万世帯を対象とした全国消費実態調査（99年度）から母子世帯を抽出して集計。一般の母子世帯の食費や光熱費などの消費支出額が、母子加算を加えた生活扶助基準を下回ったため、加算廃止につながった。

答弁書では、消費実態調査を用いたことは「最も詳細かつ最大規模の調査で、使用したことは適切」と認定。ただ、加算廃止の根拠とされる部分の分析対象は32サンプルにとどまる。（朝日新聞2009年6月23日夕刊）

- (11) エスピン・アンデルセンのいう脱商品化とは、マーシャルのいうシティズンシップが保障されている度合いが高まることにほかならない。
- (12) たとえば、生活困窮者による自殺、心中、無差別殺傷といったかたちでの「小さなテロリズム」の噴出が想起される。
- (13) オランダ社会で実現している、夫婦ともにパートタイムで働く「半分半分の稼得者モデル」(half and half breadwinners model) あるいは夫婦二人で1.5人分の労働に従事する「1.5名稼得者モデル」(one and a half breadwinners model) も、同一価値労働同一賃金の原則が貫徹されてはじめて可能となる働き方であろう。

参考文献

- Amable, Bruno, 2003, *The Diversity of Modern Capitalism*, Oxford University Press. (= 2005, 山田鋭夫・原田裕治他訳『五つの資本主義 グローバリズム時代における社会経済システムの多様性』藤原書店.)
- Anderson, Benedict, 1983, *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, Verso. (= 1987, 白石隆・白石さや訳『想像の共同体 ナショナリズムの起源と流行』リプロポート.)
- Bell, Daniel, 1973, *The Coming of Post-Industrial Society*, Basic Books. (= 1975, 内田忠夫・嘉治元郎・城塚登・馬場修一他訳『脱工業社会の到来(上)(下)』ダイヤモンド社.)
- Bell, Daniel, 1976, *The Cultural Contradictions of Capitalism*, Basic Books. (= 1976, 林雄二郎訳『資本主義の文化的矛盾(上)(中)(下)』講談社.)
- Braverman, Harry, 1974, *Labor and Monopoly Capital: The Degradation of Work in the Twentieth Century*, Monthly Review Press. (= 1978, 富沢賢治訳『労働と独占資本 20世紀における労働の衰退』岩波書店.)
- Burrows, Roger and Loader, Brian ed., 1994, *Towards a Post-Fordist Welfare State?*, Routledge.
- Esping-Andersen, Gosta, 1990, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Polity Press. (= 2001, 岡沢憲英・宮本太郎訳『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房.)
- ed., 1996, *Welfare States in Transition: National Adaptations in Global Economies*, Sage Publications. (= 2003, 埋橋孝文監訳『転換期の福祉国家 グローバル経済下の適応戦略』早稲田大学出版部.)
- , 1999, *Social Foundation of Postindustrial Economies*, Oxford University Press. (= 2000, 渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎』桜井書店.)
- 林雄二郎, 1969, 『情報化社会 ハードな社会からソフトな社会へ』講談社.
- Hayek, Friedrich August Von, 1978, *The Constitution of Liberty Part 3: Freedom in the Welfare State*, University of Chicago Press. (= 1997, 西山千明・矢島釣次監訳『福祉国家における自由 自由の条件3』春秋社.)
- 広井良典, 2006, 『持続可能な福祉社会 「もうひとつの日本」の構想』筑摩書房.
- Inglehart, Ronald, 1990, *Culture Shift in Advanced Industrial Society*, Princeton University Press (= 1993, 村山

- 皓・富沢克・武重雅文訳『カルチャーシフトと政治変動』東洋経済新報社.)
- 熊沢誠, 2003, 『リストラとワークシェアリング』岩波書店.
- Mitchell, Arnold, 1984, *The Nine American Lifestyles: Who We Are and Where We're Going*, Macmillan.
- 宮本太郎編, 2002, 『福祉国家再編の政治 (講座・福祉国家のゆくえ第1巻)』ミネルヴァ書房.
- 水島治郎, 2008, 「脱生産主義的福祉国家の可能性 オランダの政策展開から」広井良典編『「環境と福祉」の統合 持続可能な福祉社会の実現に向けて』有斐閣.
- 大山典宏, 2008, 『生活保護 VS ワーキングプア 若者に広がる貧困』PHP 研究所.
- Rawls, John, 1971, *A Theory of Justice*, The Belknap Press. (= 1978, 矢島鈞次監訳『正義論』紀伊国屋書店.)
- , 1995, *Political Liberalism*, Columbia University Press.
- Rosanvallon, Pierre, 1995, *La nouvelle question sociale*. (= 2006, 北垣徹訳『連帯の新たなる哲学 福祉国家再考』勁草書房.)
- Sainsbury, Diane, 1996, *Gender, Equality, and Welfare States*, Cambridge University Press.
- Reich, Robert B., 2007, *Supercapitalism: The Transformation of Business, Democracy, and Everyday Life*, Knopf. (= 2008, 雨宮寛・今井章子訳『暴走する資本主義』東洋経済新報社.)
- 下平好博, 2004, 「サービス化 グローバル化 はリスク構造をどのように変えたか? 四七都道府県データによる検証」橋木俊詔編『リスク社会を生きる』岩波書店.
- 新藤宗幸, 1996, 『福祉行政と官僚制』岩波書店.
- 塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編, 2004, 『福祉の公共哲学』東京大学出版会.

(とくなが いさむ: 発達臨床心理学科 准教授)